書式第４号（法第４４条･５１条関係）

認定基準等チェック表　（第１表　絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	実績判定期間	令和２年10月１日～ 令和７年９月30日

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が３，０００円以上である寄附者の合計数が年平均１００人以上であること

チェック欄
○

【留意事項】

1　寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。

2　寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。

3　役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

		ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
実績判定期間内の各事業年度	自	令和２年10月１日	令和３年10月１日	令和４年10月１日	令和５年10月１日	令和６年10月１日	平成　年　月　日
	至	令和３年９月30日	令和４年９月30日	令和５年９月30日	令和６年９月30日	令和７年９月30日	平成　年　月　日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- ☑ **寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみ**を数えていますか。
- ☑ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☑ 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○　実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	合計	
	人	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数}\ \boxed{\text{A}\ \ \text{人}}}{\text{実績判定期間の月数}\ \boxed{\text{B}\ \ \text{月}}} \times 12 = \boxed{\quad\text{人}} \geqq 100\text{人}$$

↑

小数点以下は切り捨てます。

（注意事項）

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前２年（初回のみ２年、更新は５年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
  例えば、３月決算法人が２４年６月に申請書を提出する場合、過去２年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は２２年４月１日から２４年３月３１日（更新時は５事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第２表以下についても同様です。）。
- なお、認定審査の過程において、年３，０００円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

書式第６号の①（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第２表）

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	チェック欄
２　実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が５０%未満であること		○

イ　会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）

ロ　会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（注意事項）　特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

ハ　特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ　特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

		実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等 ……	①	（指標　　） 1,038,588,437 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等 ……	②	168,844,300 円

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	ⓐ	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	ⓑ	11,395,726 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	ⓒ	157,448,574 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	ⓓ	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	ⓔ	0 円
合　計　（ⓐ+ⓑ+ⓒ+ⓓ+ⓔ）		ⓕ	168,844,300 円 ⇨②へ

基準となる割合　（②÷①） ……	③	16.25%

（注意事項）
③については、小数点以下第３位を切り捨てた数値を記載してください

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	チェック欄

３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること　○

イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること

(1) 役員及びその親族等

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ　各社員の表決権が平等であること

ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和２年10月１日～令和３年９月30日	19人	0人	0%	6人	31.5%
ⓑ	令和３年10月１日～令和４年９月30日	19人	0人	0%	5人	26.3%
ⓒ	令和４年10月１日～令和５年９月30日	19人	2人	10.5%	6人	31.5%
ⓓ	令和５年10月１日～令和６年９月30日	19人	2人	10.5%	6人	31.5%
ⓔ	令和６年10月１日～令和７年９月30日	17人	2人	11.7%	5人	29.4%
ⓕ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
申請時		17人	0人	0%	5人	29.4%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・(いいえ)	はい・(いいえ)	はい・(いいえ)	はい(いいえ)	はい・いいえ	はい・(いいえ)
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	(はい)・いいえ	(はい)・いいえ	(はい)・いいえ	(はい)・いいえ	はい・いいえ	(はい)・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・無	有・(無)

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第８号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		19人	19人	19人	19人	17人	人	17人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	2人	2人	2人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		6人	5人	6人	6人	5人	人	5人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況 ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任年月日
樗木俊聡	[redacted]	理事	[redacted]	○		○	○	○		○	就任 H26.12.12 退任 R2.12.31 就任 R5.1.1
竹田潔		理事		○	○	○	○	○		○	就任 H26.12.12
東みゆき		理事		○							就任 H28.12.12 退任 R2.12.31
荒瀬尚		理事		○		○	○	○		○	就任 H28.12.12 退任 R2.12.31 就任 R5.1.1
大野博司		理事		○		○	○	○		○	就任 H28.12.12 退任 R2.12.31 就任 R5.1.1

烏山一	[redacted]	理事	[redacted]	○							就任 H28. 12. 12 退任 R2. 12. 31
清野宏		理事		○	○	○					就任 H28. 12. 12 退任 R2. 12. 31 就任（監事） R3. 1. 1 退任（監事） R4. 12. 31
山本一彦		理事		○	○	○					就任 H28. 12. 12 退任 R2. 12. 31 就任（監事） R3. 1. 1 退任（監事） R4. 12. 31
久保允人		理事		○	○	○					就任 H31. 1. 1 退任 R4. 12. 31
黒﨑知博		監事		○	○	○	○	○		○	就任（理事） H31. 1. 1 退任（理事） R6. 12. 31 就任（監事） R7. 1. 1
反町典子		理事		○	○	○		○		○	就任 H31. 1. 1 退任 R4. 12. 31 就任 R7. 1. 1
中山俊憲		理事		○	○	○					就任 H31. 1. 1 退任 R4. 12. 31

三宅健介	[redacted]	理事	[redacted]	○	○	○		○		○	就任 H31.1.1 退任 R4.12.31 就任 R7.1.1
山﨑晶		理事		○	○	○	○	○		○	就任 H31.1.1
吉村昭彦		監事		○	○	○		○		○	就任（理事） H31.1.1 退任（理事） R4.12.31 就任（監事） R7.1.1
髙岡晃教		理事		○							就任 H31.1.1 退任 R2.12.31
審良静男		監事		○							就任 H31.1.1 退任 R2.12.31
坂口志文		監事		○							就任 H31.1.1 退任 R2.12.31
小安重夫		理事		○	○	○	○	○			就任（理事） R3.1.1 退任（理事） R4.12.31 就任（監事） R5.1.1 退任（監事） R6.12.31
桃島健治		理事		○	○	○	○	○			就任 R3.1.1 退任 R6.12.31

河本宏	[redacted]	理事	[redacted]	○	○	○	○	○			就任 R3.1.1 退任 R6.12.31
熊ノ郷淳		理事		○	○	○	○	○			就任 R3.1.1 退任 R6.12.31
澁谷彰		理事		○	○	○	○	○			就任 R3.1.1 退任 R6.12.31
髙柳広		理事		○	○	○	○	○			就任 R3.1.1 退任 R6.12.31
竹内理		理事		○	○	○	○	○		○	就任 R3.1.1
長谷耕二		理事		○	○	○		○		○	就任 R3.1.1 退任 R4.12.31 就任 R7.1.1
三宅幸子		理事		○	○	○	○	○			就任 R3.1.1 退任 R6.12.3
石井健		理事				○	○	○		○	就任 R5.1.1
澁谷和子		理事				○	○	○		○	就任 R5.1.1
新藏礼子		理事				○	○	○		○	就任 R5.1.1
岡田峰陽		理事				○	○	○			就任 R5.1.1

	[redacted]		[redacted]								退任 R6.12.31
岩倉洋一郎		監事				○	○	○			就任 R5.1.1 退任 R6.12.31
石井優		理事						○		○	就任 R7.1.1
堀昌平		理事						○		○	就任 R7.1.1
安友康二		理事						○		○	就任 R7.1.1

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

書式第９号（法第４４条･５１条･５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(ミロク情報サービス)使用 ルーズリーフ	月１回	１０年
仕訳帳	会計ソフト(ミロク情報サービス)使用 ルーズリーフ	月１回	１０年
金銭出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	１０年
入出金伝票	複写伝票	随時	１０年
給与台帳	給与計算ソフト(ミロク情報サービス)使用 ルーズリーフ	月１回	１０年
固定資産台帳	会計ソフト(ミロク情報サービス)使用 データ保管	随時	１０年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 日本免疫学会	チェック欄
４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・無	有・(無)
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・無	有・(無)
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・無	有・(無)

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・無	有・(無)
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・無	有・(無)
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・無	有・(無)
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・(無)	有・無	有・(無)

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項　　目		実績判定期間
事業費の総額	①	1,038,588,437 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	1,038,588,437 円
特定非営利活動の割合　(②÷①)	③	100 %

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・　算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項　　目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	541,567,528 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	541,567,528 円
受入寄附金の充当割合　(②÷①)	③	100 %

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

・「認定基準等チェック表（第４表　次葉）」（ハ及びニ）は、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第３位を切り捨てた数値を記載してください。

書式第１１号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役員等に対する報酬等の状況

第４表付表１

法人名	特定非営利活動法人 日本免疫学会

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注１）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏　　名	職 名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支給金額
なし					

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	R2年10月1日 ～ R8年5月15日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
6人	149,607,637円

（注意事項）

・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第４表付表１）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１２号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第４表付表２（初葉）

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会

1　役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
[redacted]		学術集会記録の無償配布	R2.11.26	0円	単価0円×2,993名
		学術集会記録の無償配布	R3.11.24	0円	単価5,000円×2,905名
		学術集会記録の無償配布	R4.11.30	0円	単価5,000円×2,783名
		学術集会記録の無償配布	R5.12.26	0円	単価5,000円×2,686名
		学術集会記録の無償配布	R6.11.20	0円	単価5,000円×2,582名
		学術集会記録の無償配布	R7.11.21	0円	単価5,000円×2,507名

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]		R2.10.1-R3.9.30	55,500,000円	1人あたり年額300万円（年4回支払い）
		R2.10.1-R3.9.30	15,000,000円	1人あたり年額1,500万円（年2回支払い）
		R2.10.1-R3.9.30	500,000円	賞金
		R2.10.1-R3.9.30	300,000円	賞金
		R2.10.1-R3.9.30	300,000円	賞金
		R2.10.1-R3.9.30	400,000円	賞金
		R2.10.1-R3.9.30	100,000円	賞金
		R3.10.1-	72,500,000円	1人あたり年額300万

[redacted]	R4.9.30		円（年４回支払い）
	R3.10.1- R4.9.30	4,970,952円	1 人あたり年額 1,500 万円（年２回支払い）
	R3.10.1- R4.9.30	10,500,000円	賞金
	R3.10.1- R4.9.30	300,000円	賞金
	R3.10.1- R4.9.30	300,000円	賞金
	R3.10.1- R4.9.30	500,000円	賞金
	R3.10.1- R4.9.30	220,000円	賞金（旅費）
	R3.10.1- R4.9.30	100,000円	賞金
	R4.10.1- R5.9.30	81,000,000円	1 人あたり年額 300 万円（年４回支払い）
	R4.10.1- R5.9.30	11,080,242円	賞金
	R4.10.1- R5.9.30	299,670円	賞金
	R4.10.1- R5.9.30	300,000円	賞金
	R4.10.1- R5.9.30	499,340円	賞金
	R4.10.1- R5.9.30	310,000円	賞金（旅費）
	R4.10.1- R5.9.30	100,000円	賞金
	R5.10.1- R6.9.30	82,500,000円	1 人あたり年額 300 万円（年４回支払い）
	R5.10.1- R6.9.30	11,080,242円	賞金
	R5.10.1- R6.9.30	300,000円	賞金
	R5.10.1- R6.9.30	299,670円	賞金
	R5.10.1-	500,000円	賞金

[redacted]	R6.9.30		
	R5.10.1- R6.9.30	280,000円	賞金（旅費）
	R5.10.1- R6.9.30	400,000円	賞金
	R6.10.1- R7.9.30	79,500,000円	1人あたり年額300万円（年4回支払い）
	R6.10.1- R7.9.30	11,080,242円	賞金
	R6.10.1- R7.9.30	300,000円	賞金
	R6.10.1- R7.9.30	300,000円	賞金
	R6.10.1- R7.9.30	500,000円	賞金
	R6.10.1- R7.9.30	290,000円	賞金（旅費）
	R6.10.1- R7.9.30	400,000円	賞金
	R7.10.1- R8.4.30	54,000,000円	1人あたり年額300万円（年4回支払い）
	R7.10.1- R8.3.31	11,080,242円	賞金
	R7.10.1- R8.3.31	300,000円	賞金
	R7.10.1- R8.3.31	300,000円	賞金
	R7.10.1- R8.3.31	400,000円	賞金
	R7.10.1- R8.3.31	280,000円	賞金（旅費）

（注意事項）

・　「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

・　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	チェック欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○

イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類

ヘ　助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 **※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。**	同　意	
	する	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	○

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　(無)	有　・　(無)	有　・　(無)	有　・　(無)	有　・　(無)	有　・　無	有　・　(無)

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度		設立年月日	

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条･５１条･５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本免疫学会	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ○

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　暴力団の構成員等(注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有 (無)
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有 (無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有 (無)
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 (無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい (いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい (いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい (いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい (いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい (いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい (いいえ)

書式第１６号（法第４４条・５１条・５８条関係）

寄附金を充当する予定の事業内容等

法　人　名	特定非営利活動法人 日本免疫学会

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年　月	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	寄附金充当 予定額(千円)
学術集会の開催等による免疫学に関する研究発表事業	日本免疫学会学術集会を開催し、学術研究の成果等の発表を行うことを通して、免疫学の発展に寄与する。	12月頃	全国各地のコンベンション施設等	約30人	医療関係者及び 免疫学に興味のある 一般市民 約2,000人	1,750
免疫学に関する機関誌及び論文図書等の発行事業	免疫学に関するﾆｭｰｽﾚﾀｰや学術集会記録及び International Immunology を発行する。	・ﾆｭｰｽﾚﾀｰ 年2回（10・4月） ・学術集会記録 年1回（10月） ・Int'l Immunol. 年12回	法人 事務所及び国内外の関係学術団体事務所	約30名	医療関係者及び 免疫学に興味のある 一般市民 約3,600名	300
公開市民講座の開催等による免疫学の普及啓発事業	免疫学に興味を持つ若い人達を中心に免疫学研究の楽しさ等を伝えるｻﾏｰｽｸｰﾙを実施する。	8月下旬	全国各地のホテル等	約40人	免疫学に興味のある 一般市民 約100名	1,150
	広く一般市民を対象に、免疫学への理解増進と日本免疫学会の情報公開を図るため、研究者による講演、研究者との交流、研究内容の展示をする。また、それらをWebにて実施出来る仕組みを作る。	通年	日本科学未来館他	約50人	免疫学に興味のある 一般市民 約3,000名	150
	本会名誉会員である元大阪大学総長岸本忠三先生にちなんで、将来の日本の免疫学を担う研究者の育成を推進するため、Tadamitsu Kishimoto International Travel Award 、「きぼう」ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄとして、学会賞受賞者への「副賞」授与と、博士課程大学院生への奨学金支援（免疫博士課程学生支援）を実施し、2023・2024・2025年度の学生支援採択者には継続して独立支援費、奨学金の支援をそれぞれ実施する。	通年	法人事務所 及び 国内外の関係学術団体事務所	25人	医療関係者及び 免疫学に興味のある 一般市民 約10,000名	100,000